

現行（第1期）中長期目標（原子力規制委員会共管部分以外）の原子力規制委員会関係の記載と次期中長期目標における該当部分の検討状況

| 現行（第1期） | 次期（第2期） |
|--|---|
| <p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割 （略） 一方、機構は、放射線に関する専門的研究機関として、これまで放医研が担ってきた放射線影響・被ばく医療研究や原子力防災における中核機関など原子力災害発生時の対応をはじめとする社会的に重要な役割を引き続き担うこととなる。この役割を確実に果たすべく、機構としての専門人材の確保・育成を継続的かつ計画的に進め、組織体制の整備に万全を期することとする。併せて、東京電力福島第一原子力発電所事故対応を教訓とし、放射線の影響に対する高い国民的関心に応えるため、専門的研究機関としての専門的対応のみならず、得られた研究成果を科学的根拠に立脚した情報として、わかりやすく平易な言葉で国民に伝えていくことを一層意識した取組を期待する。 （略）</p> <p>II. 中長期目標の期間 中長期目標の期間は平成28年（2016年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日までの7年とする。</p> <p>III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 量子科学技術及び放射線に係る医学に関する研究開発 <ol style="list-style-type: none"> (1) 量子科学技術に関する萌芽・創成的研究開発 (2) 量子生命科学に関する研究開発 (3) 放射線の革新的医学利用等のための研究開発 (4) <u>放射線影響・被ばく医療研究</u> (5) 量子ビームの応用に関する研究開発 (6) 核融合に関する研究開発 2. 研究開発成果のわかりやすい普及及び成果活用の促進 3. 国際協力や産学官の連携による研究開発の推進 4. 公的研究機関として担うべき機能 <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>原子力災害対策・放射線防護等における中核機関としての機能</u> (2) <u>福島復興再生への貢献</u> (3) <u>人材育成業務</u> (4) 施設及び設備等の活用促進 (5) 官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の整備等 | <p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割 （略） 本法人は、原子力規制委員会の技術支援機関（TSO）として、放射線影響及び被ばく医療に係る分野の研究並びに原子力災害対策に取り組むことが期待される。その際には、東京電力福島第一原子力発電所事故対応を教訓とした取組の推進を期待する。また、原子力規制委員会により「基幹高度被ばく医療支援センター」に指定（平成31年4月1日）されていることから、「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日原子力規制委員会決定、令和4年7月6日一部改正）に基づき、原子力災害医療体制の充実に向けて、被ばく医療に関する技術開発・技術支援や人材育成に取り組むことも期待される。 （略）</p> <p>II. 中長期目標の期間 中長期目標の期間は令和5年（2023年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日までの7年とする。</p> <p>III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 量子科学技術等に関する研究開発 <ol style="list-style-type: none"> (1) 健康長寿社会の実現や生命科学の革新に向けた研究開発 (2) 量子技術の基盤となる研究開発 (3) 核融合エネルギーの実現に向けた研究開発 (4) 異分野連携・融合による萌芽・創成的研究開発 2. <u>放射線被ばくから国民を守るための研究開発と社会システム構築</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>放射線影響に係る研究と福島復興支援</u> (2) <u>被ばく医療に係る研究</u> (3) <u>基幹高度被ばく医療支援センター、指定公共機関及び技術支援機関としての原子力災害対策の向上等と人材育成</u> 3. 研究開発成果の最大化のための関係機関との連携推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 官民地域パートナーシップによる3 GeV 高輝度放射光施設 NanoTerasu の整備等 (2) 産学官の連携による研究開発成果の社会実装等の推進 (3) 国際協力の推進 4. 研究開発の成果の最大化に向けた基盤的取組 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人材の育成・確保（組織全体の取組等） (2) 積極的な情報発信及びアウトリーチ活動 (3) 研究環境のデジタル化及び活用促進 (4) 施設及び設備等の利活用促進 |

| 現行（第1期） | 次期（第2期） |
|---|---|
| <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 効果的、効率的なマネジメント体制の確立 2. 業務の合理化・効率化 3. 人件費管理の適正化 4. 情報公開に関する事項 <p>V. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設及び設備に関する事項 2. 国際約束の誠実な履行に関する事項 3. 人事に関する事項 <p>※Ⅲ. 1. (1)から(6)のそれぞれの事業及びⅢ. 2. から 4. までの事業を一定の事業等のまとまりとする。</p> | <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 効果的、効率的なマネジメント体制の確立 2. 業務の合理化・効率化 3. 人件費管理の適正化 <p>V. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の取扱い等に関する事項 2. 施設及び設備に関する事項 3. 国際約束の誠実な履行に関する事項 4. 人事に関する事項 <p>※Ⅲ. 1. (1)から(4)のそれぞれの事業、Ⅲ. 2. 及びⅢ. 3. から 4. の事業を一定の事業等のまとまりとする。</p> |